## 議案第39号

亀山市都市計画税条例の一部改正について

亀山市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月29日提出

亀山市長 櫻井 義 之

## 別 紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市都市計画税条例 (平成17年亀山市条例第54号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、 第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項ま で、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11 項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第 30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を 「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」 に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19 項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附 則第6項とする。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とする。

附則第13条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」 に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19 項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附 則第12項とし、附則第14項を附則第13項とする。

附則第15項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加え、同項を附則第14項とする。

第2条 亀山市都市計画税条例の一部を次のように改正する。 附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、 令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の亀山市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに 取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5 号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第 226号)附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する 都市計画税については、なお従前の例による。